

判例研究

自己のためにする養老共済契約の死亡共済金請求権が
第三者に遺贈されたと評価したうえで、第三者による
死亡共済金請求権の原始取得を否定し、共済者による
共済契約者兼被共済者に対する貸金債権と共済金との
相殺を適法とした事例

さいたま地裁川越支部平成二十四年一月二三日第二部判決
平二三(ワ)第一五八号死亡共済金請求事件(請求棄却・控訴)
判例タイムズ一三八五号二四三頁

〔判示事項〕

一、自己のためにする養老共済契約における死亡共済金請求権が第三者に遺贈されたと評価される場合、第三者は当該請求権を原始取得しない。

二、遺贈について遺言執行者から共済者に通知があった場合、当該通知前に共済者が被共済者に対して取得していた貸金債権を自働債権として死亡共済金請求権と対当額で相殺できる。

〔参照条文〕

養老生命共済約款

〔事実〕

Aと被告Yは、昭和五八年一月二日、共済者をY、共済契約者・被共済者・死亡共済金受取人をA、死亡共済金額三〇〇万円の約定で養老生命共済契約を締結した(以下「本件共済契約」という)。

Aは、平成二二年二月二六日、遺言公正証書を作成し

(以下「本件遺言書」という。)、妻のBを遺言執行者に指定した。本件遺言書には、「遺言者は、自己が死亡共済金(受取人であるYの左記養老生命共済の死亡共済受取金の総額(参千万円)を、Xに対し、XからA経営のC社に対する売掛金(総額約壹億五千万円)の返済に充当するため、遺贈する。」と記載されていた(以下「本件遺贈」という。)。その後、Aは平成二二年一〇月一〇日に死亡し、遺言執行者のBが平成二二年二月一七日到達の書面で、Yに対し、Aが本件遺贈をしたとする旨の通知をした(以下「本件通知」という。)。なお、Aは、Xとの間で本件共済金請求権に質権設定をしていたことが認められる。

また、YはAに対する二度にわたる貸付金の支払を求めて提訴し、別件の認容判決を得ており、Yは、Aに対し、平成二二年一月一九日到達書面で、貸金債権の内金三〇〇万円と、本件共済金請求権三〇〇万円とを相殺する旨の意思表示をした(以下「本件相殺」という。))。

Xは、Aが本件遺言書により本件共済金請求権全額をXに遺贈し、あるいは、Aが本件共済金の受取人をXに変更したものであるとして、Xが本件共済金請求権を原始取得しているものであり、受取人がAから原告に変更されたものと同視でき、本件通知により対抗要件も備えている旨を

主張して、Yに対して本件共済金三〇〇万円及びこれに対する遅延損害金支払を求めて本件を提訴した。

これに対して、Yは、本件遺言書の規定はAがXに共済金自体たる現金を遺贈したにすぎず受取人変更し該当しないこと、受取人変更し該当したとしてもXは約款による対抗要件を備えていなかったこと、本件共済金請求権はAの死を条件としAを固有の権利者として発生したものであること、及び、Xは本件共済金請求権の質権者であるが一方でYは平成二二年一月一九日到達の書面で、YがAに対して有する貸金債権のうち三〇〇万円を自働債権として、本件共済金請求権三〇〇万円とを対当額で相殺する旨の意思表示をしたことから、本件共済金請求権は本件通知の前に消滅しているとして、本件共済金のXへの支払を争った。

〔判旨〕

本件遺言書において「死亡共済金の受取金請求権」を遺贈する旨の表現は採られていないが、Aが法律の専門家であったと認めるべき証拠の提出はないこと、及び、同条記載の遺贈の趣旨から、Aは原告に本件共済金請求権を確実に譲渡させる意思であったと推認できる。したがって、

本件遺贈の合理的解釈としては、Aは、原告に、本件遺贈により、Aが受け取るべき死亡共済金自体ではなく、その支払請求権、すなわち本件共済金請求権を遺贈したものであるべきである。」

本件遺贈が本件共済金の受取人の変更には該当するとしても、XはこれをYに対抗できないとの「成否について判断するまでもなく、次のとおり、本件共済金請求権は相殺により消滅しており、原告は被告に対し、その履行を求めることはできない。」

本件相殺の可否（同共済金請求権の原始取得の成否）については、「本件共済契約において、共済契約者は、支払事由の発生以前においても、共済者である被告より財産的利益を受けることが可能である旨定められている。そして、上記解約返戻金の発生や共済証書貸付の制度は、そのときまでに、共済契約が失効せず（本件約款一四条参照）、その後、支払事由が発生することにより、将来的に共済金支払請求権が具体的に発生することを前提として設けられているというべきである。」

そうすると、本件共済契約上の共済金支払請求権は、支払事由の発生によって初めて生じるものではなく、共済契約の締結時に、将来、上記失効や解約等のなされないこと

を条件として発生する権利と解すべきである。現に、原告も、支払事由（Aの死亡）の発生前に、本件共済金請求権について質権を設定している……。すなわち、本件共済金請求権は、同共済契約締結のときに条件付き権利として発生し、支払事由であるAの死亡によって具体的権利となり、同時に、本件遺贈により原告に移転する（民法九八五条一項）というべきである。したがって、本件共済金請求権について、本件遺贈により原告が原始取得したとの主張……は採用できない。」

「仮に、本件通知が同共済金請求権の譲渡（遺贈）の対抗要件たり得るとしても、これがなされる前に、被告は、Aに対する貸金請求権を取得し、これを認容する別件判決も確定している。したがって、被告は、原告に対し、上記Aに対する債権を自働債権として本件共済金請求権と対当額で相殺することができる（民法四六八条二項）。

なお、本件相殺の意思表示は、本件通知の前になされたものであり、これは、本来的に、原告による質権の主張に対抗してなされたものと認められるが（乙二号証参照）、原告による質権者としての主張も本件遺贈の主張もAの本件共済金請求権を取得したという点で共通するものであること、及び、民法四六七条一項所定の通知又は承諾は、あ

くまで対抗要件に過ぎず、債務者において、それがなされる前に債権の譲受人を債権者として扱うことが許されない訳ではないことからすると、本件相殺の意思表示の効力は否定されないというべきである。」

「上記法理は、本件遺贈により本件共済金の受取人の変更がなされた」と構成しても、変わりはない。……本件共済金請求権は、被告による適法な相殺の意思表示により全額消滅しているのだから、その余の点について判断するまでもなく同請求権に基づく本訴請求権は理由がないので棄却する。」

〔研究〕

本事案の争点は、第一に本件遺言書による共済金受取人変更の成否、第二に共済者兼貸金債権者 Y による自己の所有する貸金債権を自働債権とした共済金請求権と対当額でなく相殺の可否の二点である。

本事案は、自己のためにする養老共済契約において、契約者兼被保険者兼死亡共済金受取人が遺言書によって「死亡共済受取金の総額」を X に遺贈するとした場合について、その意味するところを、受取人変更や共済金自体たる現金の遺贈ではなく、本件共済金請求権を遺贈したものと評価

した。そのうえで、本件共済金請求権は被共済者 A の死亡によって具体的権利となつて、遺贈により受遺者 X に移転したものであり、X は本件共済金請求権を原始取得していないと示した。他人のためにする共済契約においては、死亡共済金受取人は死亡共済金請求権を固有の権利として原始取得すると解されている。このため、争点は本件遺言書によって受取人変更が行われたか否か、すなわち X が本件共済金請求権を原始取得したかという点である。

また、X は本件共済金請求権の質権者でもあり、他方、Y は A の貸金債権者である。このことから、X Y の権利関係の優劣基準が問題となる。X が本件共済金請求権の遺贈あるいは受取人変更についての対抗要件を備える前に、Y が本件共済金請求権と相殺適状にある貸金債権を相殺したことにより本件共済金請求権は消滅したとして、X の請求は棄却された。

なお、本件共済契約の締結日は昭和五八年一月二日であることから保険法の適用はない（保険法附則二条）。しかし、本件に適用された共済約款と同様に、保険法は原則として契約者は保険事故発生前までは受取人変更権を留保できることとし（四三条一項、七二条一項）、さらに遺言による受取人変更も認めるに至った（四四條、七三条）。

また、遺言による受取人変更について共済者（保険者）への通知を必要とする点も共通する。本件は、保険法のもとにおける同様の事案について参考になる。

一 受取人変更の方法

本件共済契約の約款によれば、共済金受取人の変更は、共済契約者が共済金の支払事由が発生するまでは、組合に對する通知によつてすることができる（約款二四条一項）。また、その通知が組合に到達した場合は、通知発信時に遡つて変更の効力を生じることが規定されている（同条四項）。受取人変更権が契約者に留保されている理由には、共済契約（保険契約）が長期継続的な契約であることから、契約締結後に受取人を誰にするかについての契約者意思やそれを基礎づける諸事情が変化する可能性、これに対応する必要性、及びその契約者意思の尊重が挙げられる（伊藤博「保険金受取人変更の方法」曹時四一卷六号二二三頁ほか）。

また、本件約款は、受取人変更の方法として、共済契約者が、共済金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言を認める（約款二五条一項。保険法による明文化前から肯定する裁判例として、東京高判平成一〇年三月二五日期タ九六八号一二九頁等）。遺言による受取人変更を認める

理由には、高齢化社会における遺言の重要性の増加、契約者が死亡するまで受取人を秘匿する場合の有用性、契約者の最後の意思尊重をすべき点が挙げられる（保険法における同様の規定の新設理由として、『保険法立案関係資料』別冊商事法務三二一―号一三九頁、部会資料一九回八頁等）。その効力発生は、遺言の効力発生と同一となることから、契約者死亡時に発生する（民法九八五条一項）。一方で、遺言による受取人変更の場合、共済者に知らせずに契約者が単独で行うことができる点で、通常の受取人変更とは異なる。このため、共済者が知らずに旧受取人に対して支払をなしたとしても不利益が生じないようにするため、約款は對抗要件と共済者免責を準備している。すなわち、死亡後に共済契約者の相続人または遺言執行者が組合に通知しなければ、組合に對抗することができないとし（約款二五条二項前段）、通知が組合到達前に変更前の死亡共済金受取人に支払っている場合には、重複して共済金を支払わない旨の免責規定がある（同条二項後段）。

二 遺言による受取人変更の成否

約款規定により遺言による受取人変更が可能としても、どのような場合に共済金受取人の変更の遺言があったと評価されるか。本件遺言書のように、遺言者意思が遺言書の

記載文言から不明確である場合、その解釈と判断基準が問題となる。

遺言は意思表示による法律行為の一種であり、相手方のない単独行為であることから、その解釈は、遺言書の記載のみに依拠すべきではなく、遺言の要式性や解釈規程の根本を乱さない限り、合理的な解釈がもとめられる。すなわち、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情、遺言者のおかれていた状況等を考慮して遺言者の真意を探索し、その条項の趣旨を確定すべきとされる（我妻榮ほか『民法第三第二版』（勁草書房）三七八頁以下、中川善之助・加藤永一編『新版注釈民法(28)相続』（有斐閣）五〇頁、最判昭和五八年三月一八日判タ四九六号八〇頁等）。これに伴い、遺言の要式性も緩和される傾向が指摘される（野村豊弘「遺言意思の解釈」野村Ⅱ床谷「遺言自由の原則と遺言の解釈」（商事法務）一〇頁等）。

遺言による受取人変更の成否について、遺言書に「保険金受取人を変更する」旨が明示されていれば、変更の意思表示があったと評価できる（東京高判平成一〇年三月二五日・前掲、神戸地判平成一五年九月四日保険レポ一九三号一頁）。

しかし、遺言書の記載文言が不明確であった場合、どのように解釈すべきか。一般的な遺言書の解釈と同様に、遺言者の真意・主観的な要素を合理的に探求することが許容されるか。遺言による受取人変更において特に考慮すべき点として、遺言によらない通常の受取人変更と同様に受取人の権利に重大な影響をもたらすにも関わらず契約者の一方的意思表示によってなされること、共済者（保険者）にとり共済金（保険金）を誰に支払うべきかという重要な意味をもつことが指摘される（山本哲生「保険金受取人の指定・変更」甘利Ⅱ山本『保険法の論点と展望』（商事法務）二五八頁以下）。これらから、たとえ遺言が相手方のない意思表示であったとしても、遺言による受取人変更の成否は客観的解釈をすべきとの見解がある（金澤理『保険法下巻』（成文堂）一六頁）。裁判例においても、保険金受取人の変更であることが外部から明確に確認する必要性が指摘される（東京地判平成二二年六月三〇日保険レポ二五〇号一頁、最判昭和五八年九月八日民集三七卷七号九一八頁）。例えば「全財産を遺贈する」との記載文言について遺言者の真意の探求や遺言について第三者である保険者自らが記載文言の解釈を行い、かつ、これを指定変更の意思表示と積極的に認定することは困難であるとして、実務上、

保険者が消極的な態度になることを認める主張もある（山
下典孝「簡易生命保険における遺言による受取人指定が肯
定された事例」金商一二五〇号四三頁、岡田豊基「遺言に
よる保険金受取人の可否」同法五五卷七号三〇七頁、長谷
川仁彦「保険金受取人の変更の意思表示と効力の発生」竹
濱Ⅱ木下Ⅱ新井「保険法改正の論点」（法律文化社）二五
七頁）。

また、保険法制定にあたっては、遺言による受取人変更
は、少なくともその旨の意思表示であることを明示するこ
とや遺言の必要的記載事項として詳細（各契約・各請求
権・各取得割合等）を法定すべき旨が検討された（「保険
法立案関係資料」・前掲一三九頁）。かかる主張の根拠は、
遺言者である契約者の死亡後はその真意を確認する手段が
なく、共済金（保険金）の迅速かつ確実な支払のために意
思表示を明確にする点にある。但し、かかる詳細を法定す
ることに對しては、上記一般的な遺言や生前の受取人変更
の意思表示の解釈との関係上批判もあり、結果として採用
はされていない。

一方で、学説の中には、遺言書の相対的解釈を行う見解
もある。すなわち、受取人の地位を争う者の間では契約者
（遺言者）の真意の探求を重視し、共済金（保険金）の請

求を行う者と共済者（保険者）との間では文言の客観的解
釈に従うとする（山野嘉朗「保険金受取人の指定と表示行
為の解釈」愛法二七卷三・四号七五頁、山野「判批」保
レポ一九三号一〇頁、矢野慎治郎「遺言による受取人変
更」落合Ⅱ山下「新しい保険法の理論と実務」（経済法令
研究会）一二九頁）。批判として、実体法上の権利者が相
対的に決定される点が挙げられる。

保険契約に関する裁判例では、遺言による受取人変更の
成否は結論が多岐にわたる。まず、他人のためにする保険
契約において、「包括遺贈する」「全財産を遺贈する」「一
部を遺贈する」「相続人として指定する」等の記載文言が
ある場合につき、受取人変更を否定する事案がある（最判
昭和四〇年二月二日民集一九卷一号一頁、大阪地判昭和五
六年六月二六日文研判例集三卷八七頁、東京高判昭和六〇
年九月二六日金法一一三八号三七頁、名古屋高判平成一三
年七月一八日保レポ一七三三号八頁）。他人のためにする
共済（保険）契約は、民法上の第三者のためにする契約の
一種とされ（民法五三七条）、受取人による受益の意思表
示を不要とし、受取人は当然にその利益を享受するとされ
る（保険法四二条参照）。かかる場合、受取人は、支払事
由発生前は期待ないし期待権や抽象的死亡給付金請求権し

か得ていないが（東京地判平成二四年八月二一日保険レポ二七一号一一頁等）、支払事由発生後は支払請求権を固有権として取得すると解されてきた（大判昭和六年二月二〇日（反対・近藤英吉「遺贈に就て（一）」民商六卷一〇号六七頁）、大判昭和一一一年五月一三日民集一五卷一一号八七七頁）、最判昭和四〇年二月二日・前掲）。このため、受取人が既に存在している場合、旧受取人の固有権性を強調することにより、遺言による受取人変更を否定する。なお、遺言によって遺言者が処分できる対象は遺言者に属する財産に限られるところ（民法九六四条）、団体生命保険において、受取人指定権が被保険者にはないことを理由に被保険者による受取人変更を否定した事案もある（東京高判平成一三年四月二五日金商一一三一号三一頁）。

肯定事案には、上記のとおり遺言書に「受取人を変更する」と明示した事案のほか（東京高判平成一〇年三月二五日・前掲、神戸地判平成一五年九月四日・前掲）、自己のためにする保険契約において、「保険金および所持金全部を遺贈する」旨の公正証書遺言を作成したうえで新受取人に対して受取人変更の意思表示をなした場合、受取人変更の効力を認めた事案がある（神戸地判昭和六二年一〇月二八日文研判例集五卷一五九頁、大阪高判昭和六三年一二月

二一日文研判例集五卷三八八頁）。また、第三者が保険代金を支払った保険並びに共済は金額相続する旨保険金全額を同人に相続するとする遺言書がある場合において、保険金請求権を直接取得させようとした趣旨で「相続」と表現にしたものと解したうえで、さらに、死亡保険金を取得させるということは受取人を変更することにほかならないとして、遺言による受取人変更を認めた事例がある（東京地判平成二一年六月三〇日・前掲、東京高判平成二二年二月四日保険レポ二五〇号一頁）。また、簡易生命保険において、受取人の指定なく法令により遺族が受取人となつたところ、遺言に一切の財産を第三者に遺贈する旨と当該第三者に感謝の念等が強いという事情の付言事項があつた場合に、遺言者の最終的・確定的な意思表示が外部から明確に認定できるとして受取人変更を認めたものもある（京都地判平成一八年七月一八日金商一二五〇号四三頁）。

本事案においても、遺言者の真意や最終意思の探求という主観的要素と遺言書の要式性や遺言が共済者という相手方を想定した意思表示であることを理由とする客観的要素の調和をもとめた解釈が問題となっている。判決は、遺言書の読み替えの合理性を基礎づける要素として、第一に A が法律の専門家でなかったとの評価、第二に本件公正証書

に記載された遺贈の趣旨を挙げ、Aが確実にXに共済金支払請求権を譲渡させる意思だったと推認した。

第一の要素は、最判平成一七年七月二二日（・前掲）（原田剛「判批」法七六一二号一二六頁）も挙げており、遺言者が遺言の効果などを理解していたかが考慮される。これに対し、第二の要素は包括的である。本件遺言書には、Xの有する売却債権の「返済に充当」することを目的であることが記載されている。Aは自身が経営するC社のXに対する債務を確実に返済したいと思っていたという推認をするならば、Xに共済金総額相当を確実に取得させる手段は、請求権を共済者の相続財産に含めるのではなく、原始取得する結果を導くことができる受取人変更であり、これを排斥する理由を検討せねばならない。特に、遺言者Aが遺贈と受取人変更における効力の根本的な相違について理解していたかは、第一の要素からも疑問と思われる。

京都地判平成一八年七月一八日（・前掲）で考慮されている付言事項と本件の「返済のため」として各金額まで記載されている事実の差異は明確でなく、受取人変更とされる外部的要素としての検討が必要になると思われる。その他、受取人変更と認められた事例と本件の差異には、新受取人が契約者の法定相続人や遺族類似の位置付けなのか、

または、債権者なのかという性格の相違が考えられる。例えば、受取人変更を認められた事例では、遺言書作成当時の事情や遺言者の置かれていた状況として、新受取人が旧受取人兼契約者と同居・医療費の負担・保険料の支払など生活を支えかつ契約についても実質的に支払をしていたものが考慮され、さらに保険金以外見べき財産がなかったことなどを指摘している（東京地判平成二一年六月三日・前掲、東京高判平成二二年二月四日・前掲）。本事案における解釈への影響は定かではない。しかし、従来から受取人の固有権性、すなわち共済金（保険金）請求権を被保険者の相続財産から離脱させる根拠は、相続債権者からの共済金請求権への干渉を排除し、契約者（被保険者）死亡後における受取人たる遺族の生活保障を重視する視点にある（水口吉蔵『保険法』（清水書店）七〇二頁等）。もっとも、受取人の過度な保護に対して、固有権論に一定の制限をかけ、相続債権者の保護を図るため、財産隠匿の手段とされる場合など固有権性を否定する例外を認めるものがあり、受取人と契約者との関係（対価関係）への精査の必要性が指摘される（大森忠夫「判批」大森Ⅱ三宅『生命保険契約法の諸問題』（有斐閣）一三三頁等）。

三 共済契約者の債権者と受遺者

本件遺言書によつては受取人変更が認められず、XはAから本件共済金請求権を遺贈されたと評価された。遺贈は遺言の効力発生時である遺言者の死亡時から効力を生じ（民法九八五条一項）、遺言の効力が生じると同時に、遺贈の目的物である特定の財産権が受遺者に移転すると解されている（大判大正五年一月八日民録二二輯二〇七八頁）。特定遺贈と相続との近似性、受遺者が遺贈の事実を早期に知り得ないことが多く受遺者に対抗要件の具備を要求することが酷であること、受遺者の犠牲において相続債権者を保護することが不当であること等を理由に、遺贈された特定の財産権の移転には改めて所有権移転行為を必要とする少数見解も指摘されるが、いずれにしろ、対第三者との間では、対抗要件を要する（最判昭和三九年三月六日民集一八卷三号四三七頁）。一方、貸金債権者が相殺を行うには、相殺適状にあり相殺禁止事由に抵触しないことが要求される。特に、扶養請求権など差押が禁止される債権の債務者は相殺ができず、現実の支払を予定されている（民法五一〇条）。支払事由の発生により具体化した金銭債権たる共済金請求権が相殺禁止事由に該当しないかは検討の余地がある。すなわち、共済契約や保険契約は長期にわたる継

続的契約のため、その間に契約者の経済状態が変更し、共済金の支払に困難をきたす場合や一種の消費者金融機能もとめられる場合などがあるため、共済者（保険者）から貸付を受ける場合がある。実務上、契約者貸付がなされた場合は、契約者側の共済金、解約返戻金請求権等の債権と貸金返還請求権とを相殺する停止条件付き相殺契約が付された金銭消費貸借契約と解され、相殺可能であることが前提となっている。しかし、他人のためにする契約にあつては、保険金請求権が受取人の固有の権利であるため、契約者に対する貸付金返還請求権と相殺できることについては疑問も呈されている（青谷和夫「会社更生法適用者（保険契約者）に対する貸付と解約返戻金との相殺（二・完）」生保経営三三卷三号八八頁）。

YはAに対する貸金債権を平成二二年七月九日付で取得しており、Xに対して本件共済金支払請求権と貸金債権とを対当額で相殺する意思表示を、平成二二年一〇月一〇日のA死亡後である平成二二年一月一九日に行っている。両者の共済金支払請求権に対する権利主張は、対抗要件の具備が早いものによってなされるものであり、原告は共済金支払請求権を原始取得しておらず、この点の対抗要件による結論は妥当と思われる。

本件では、遺言による受取人変更の成否が争われたのち、共済金支払請求権の担保的利用をした債権者の對抗要件具備による優劣で結論が導かれている。保険法下で明文化された遺言による受取人変更の事例増加が予想されるなか、解釈の一事例として重要なものといえる。

一方、受取人の固有権性の強調と相続債権者の保護との調整に関する議論は、結果として回避されている。共済金（保険金）の金融的機能、特に、契約者（被保険者）の複数の債権者間での利害調整については、今後の検討が必要と思われる。ひいては、受取人の地位及び共済金支払請求権ないし保険金支払請求権の性質論に示唆を与える事案と考える。

金尾 悠香